

国住生第 414-154 号

平成 24 年 8 月 6 日

「かながわきずなの家」をつくる会 代表者 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



平成 24 年度地域型住宅ブランド化事業
に関するグループの採択の結果について (採択通知)

平成 24 年度地域型住宅ブランド化事業のグループ募集 (募集期間: 平成 24 年 4 月 25 日から平成 24 年 6 月 8 日まで) において、適用申請書をご提出いただいた、貴殿が代表を務めるグループを別紙のとおり採択することが決定いたしましたので、通知いたします。

なお、本件についてのお問い合わせは、下記担当者までお願いいたします。

(担当)

国土交通省住宅局住宅生産課

木造住宅振興室 飯田、岡田

TEL 03-5253-8111 (内線 39422)

1. グループの名称

「かながわきずなの家」をつくる会

2. 地域型住宅の名称

かながわ木の香・長生き住宅

3. グループへの配分額（配分相当戸数）

13,200 千円

（ 11 戸相当（1戸当たり120万円として算定））

4. 附帯条件

- ① 平成24年8月6日（グループ採択通知発出日）をもって、採択グループの構成員である施工事業者の施越工事（交付決定以前の事業の着手）の承認を行ったものとみなし、交付決定以前でも着工は可能です。
- ② 採択通知発出日より前に着工した住宅は、補助対象となりません。
- ③ 平成24年度中に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）に至らない住宅は、補助対象となりません。また、交付申請の受付期間（9月及び1月予定）を経過しても交付申請を行わない場合、既配分額の調整を行うことがあります。
（交付申請の受付期間は、地域型住宅ブランド化事業実施支援室（以下、「支援室」という）に掲載されている、地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル（以下、「手続きマニュアル」という）によってご確認ください）
- ④ 実績報告時の検査等において、補助対象条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は交付されません。また、補助金交付後において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は返還していただきます。
- ⑤ グループとして、戸当たり補助限度額を引き下げる登録手続きを行った場合、事業実施予定戸数は配分戸数を上回る戸数とすることができます。
（事業実施予定戸数登録手続きの詳細については、別添「事業実施予定戸数及び戸当たり補助限度額登録手続きについて」に基づき、別添様式「事業実施予定戸数及び戸当たり補助限度額登録申請書」を平成24年度地域型住宅ブランド化事業評価事務局（以下、「評価事務局」という）にご提出ください。）